

# 木曾川水系連絡導水路の「札付き」水資源機構への事業承継 ～「治水」予算をまずは人の命を守るためにこそ～

2008年9月4日

## 徳山ダム建設中止を求める会（代表 上田武夫）

木曾川水系連絡導水路事業を水資源機構事業にするという方針は、6月3日の木曾川水系水資源開発基本計画の一部変更の閣議決定によって、「法的」には整った(逆に、この時点までは法的根拠なしに水資源機構に予算をつけていたのである。法的根拠なき事業予算が「衆議院多数」というだけで通るとでは、法治国家の体をなしていない、と言わざるをえない)。そして、独立行政法人水資源機構法第13条及び第14条に基づき、昨日9月3日に事業実施計画の官報告示があり、本日、独立行政法人水資源機構に事業承継された。

徳山ダムも水資源機構(旧水資源開発公団)事業であった。公団 - 機構は、「(国交省の指示通りに)早期に事業を完成させる」ことを最優先とし、そのためには手段を選ばない事業体である。水資源機構徳山ダム 建設所だけでも何人もの処分者を出すような不祥事を繰り返してきた。国交省は、歴代の河川局長をトップに据えて、水公団 - 水機構を事実上の下部機関として扱い、他方、都合の悪いことは、水公団 - 水機構の所為にする。つまり「悪辣なことをには直接自らが手を染めずに済ませる」ために国交省河川局が操る事業体なのである。

それによって、旧徳山村の人々は辛酸を嘗めさせられ、今も「問題」は解決していない。水機構徳山ダム 建設所の若い職員が自殺に追い込まれたのも、この水機構事業の「無理無体」が引き起こしたことである。

そして、徳山ダムが「完成」してしまった現在、水資源機構生き残りのために「木曾川水系連絡導水路事業」を水資源機構事業としたのだ、という側面を指摘せざるをえない。国交省は、やはりいつまでも支配下の天下り法人(独立行政法人や財団法人)を延命させたいらしい。

今般、国交省は地元にもロクな説明もせず、(自ら約束したはずの)意見交換もしないまま、事業を水機構に承継させることで、自らの責任を逃れようとする一方、「事業を進めるしか能がない」水機構事業とすることで、既成事実化 - 後戻りできない? - を進めようとしている。

これは1997年河川法改正の趣旨を、河川法を所管する国交省真正面から否定するやり方であり、責任逃れでもある。

ここ1週間ほどの短期間に、国交省中部地整管内の河川で、大きな水害被害が多発した。「治水」予算を目的不明な事業(「河川環境改善」を目的に掲げながら、河川環境悪化への懸念によって多額の調査費をかけて調査しなければならない、という摩訶不思議な事業)に投入している場合ではない。

国交省に対しては、「河川について、洪水、高潮等による災害の発生が防止され、(中略)、もつて公共の安全を保持し、かつ、公共の福祉を増進すること」(河川法第一条)という河川管理者としての責務を真に全うすることを、再度、強く要求する。

以上

連絡先：徳山ダム建設中止を求める会（代表 上田武夫）

事務局・連絡先：近藤ゆり子

大垣市田町1 - 20 - 1 TEL/FAX 0584-78-4119